

平成 25 年(ワ)第 252 号、平成 26 年(ワ)第 101 号、平成 27 年(ワ)第 34 号
福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 第2陣相双地区住民ら

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2022年(令和4年)2月7日

準備書面(560)

—東電の「ふるさと修復論」への反論—

福島地方裁判所いわき支部 民事第1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	小	野	寺	利	孝
弁護士	広	田	次	男	山木屋
弁護士	鳥	飼	康	一	山木屋
弁護士	佐	藤	美	由	紀
弁護士	米		倉		勉

外

1 被告の主張

(1) 近時における被告の主張

被告は2020年頃から、本件(2陣・相双原告訴訟)から分離された「1陣訴訟」や「2陣・山木屋原告訴訟」、あるいは本件と並行して審理されている「3陣訴訟」において、原告らの居住用不動産について賠償がされれば、それによって生活の基盤たる場所が回復するので、原告が請求している「故郷の破壊・喪失による損害」が、消失ないし修復するかの如き主張を重ねている。

本件においても、例えば「原告番号146」に関する被告準備書面（388）において、「(当該) 原告の不動産について既に時価相当額の賠償金が支払われる一方で、当該不動産の所有権は従前のまま」当該原告に帰属していること等を挙げて、同原告が主張する「地域の人々との触れ合い、慣れ親しんだ自宅での生活など、複合的な利益を享受してきたが、この地で積み上げて築いてきた人生を、すべて奪われ、破壊されたに等しい」旨の精神的損害の存在を、否定する趣旨の主張を展開している（同準備書面5～6頁）。

また、被告は同様の趣旨で、同原告が居住していた浪江町において、上下水道や道路等のインフラ復旧、仮設商店街や診療所、スポーツセンターや教育施設などの生活インフラが整備されつつあること、あるいは原告自身が東京に移住してからも浪江町の友人との交流をもちながら生活していること、友人を励ますために同窓会を開いたり、月に1回は掃除に戻って浪江の空気を吸ってくる生活を続けていることなどを挙げて、「ふるさとが『喪失』したなどということはできず、既払い金を超えてふるさと喪失による慰謝料が請求できる余地もない」と主張している（同準備書面4～5頁）。

（2）被告主張の意味

このような被告の主張からは、顕著な誤りないし不当な意図が読み取れる。それは、原告らが提訴以来一貫し主張し、賠償を求めている「故郷の破壊・喪失による損害」について、生活の場所である居住用不動産を取得するための費用等を賠償すれば、故郷の破壊・喪失そのものが修復し、損害が低減ないし消失するという主張、すなわち「ふるさと修復論」である。

同様に、「地域の各種インフラがある程度復旧すれば、故郷が修復する」という主張も、地域での生活に必要な設備が修復されれば、当該原告の元の生活が回復するという意味で、「ふるさと修復論」であると言えるだろう。

果ては、原告自身が地域ないし地域住民との接触を保持するために努力することによって、当該原告にとっての「故郷」の破壊・喪失そのものが修復されているから、損害は存在しないとまで主張するに至っている。被害者である原告自身が、困難な生活の中で、失われた「故郷」との接点を僅かであってもつなぎ止めたいという必死の努力を捉えて、被告自身が破壊した元の

地域（故郷）が、被害者の努力によって既に回復したのだという、これも「ふるさと修復論」である。

2 「故郷」（地域での生活）の意味

しかし、これらの被告主張は、根本的な理解を誤っている。それは、本件において生じた損害の内容として検討されている「故郷」、すなわち「元の地域における生活と生産活動の全般」を、単なる「住宅」（ないしそこでの「居住」）に置き換えて、矮小化してしまうという誤謬である。

（1）被侵害利益

そもそも、本件において侵害された権利利益は、居住していた住宅（財物）等の財産権や、そこで「居住」することだけではない。むしろ重大であったのは、人と人との繋がり、人と自然の関わりによって成り立つ、当該地域において営まれていた生活の一切が奪われたことであり、「居住」はその一要素に過ぎない。原告らはこれを「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害と捉えて、「故郷喪失損害」として請求してきた。

この包括的生活利益としての平穏生活権は、地域において平穏な日常生活を送ることができる生活利益そのもの、すなわち「包括的生活利益」であつて、生存権、身体的・精神的人格権—そこには身体権に接続した平穏生活権も含まれる—および財産権によって法的保護を基礎づけられる。そのような包括的生活利益を享受する権利を「包括的生活利益としての平穏生活権」と呼ぶ。

このような包括的・複合的な権利・利益の中核をなすのは、「地域生活利益」と称すべき、地域における生活利益の総体である。これを核として、住民らは家庭生活、職業生活、地域生活を営み、あるいは自然の恵みを享受し、そしてこれらを通じて人格の形成・発展を実現してきたのである。

環境経済学・環境政策学の研究者である除本理史教授は、その意見書（甲A267）において、本件において侵害されたものを「生活と生産の諸条件」すなわち「自然環境、経済、文化（社会・政治）、等の複数の要素」の一切であると述べ、その喪失は、「地域でとり結ばれていた社会関係（コミュニティは

その一部)が破壊されること」を意味すると述べている。そして、そのような存在である「地域」における生活は、「固有性と長期継承性」があるが故に、住民にとってかけがえのない価値を持っていることを指摘している。

(2) 「ふるさと喪失」損害の意味

以上の考察から理解できるように、原告が指摘している「ふるさと」ないし「ふるさとの生活」とは、移住先ないし帰還先における単なる「居住」ではない。

ここでの「ふるさと」とは、相双地域の随所で「それぞれが暮らしていた地域」という固有の具体的な場所（空間）において、長い年月（時間）を経て、それぞれが地域の人々と相互に関わりを持ち、自分の役割を果たしつつ、自然環境の中で生業（生産）と生活を営み、もって人生を全うするという意味での、固有の具体的な営みなのである。すなわち、住居での居住は「ふるさとの生活」の必要条件の1つではあるが、十分条件ではない。

そうだとすれば、そのような具体的な時間と空間の中で営まれていた「ふるさと」（地域）での生活が破壊され、失われれば、それは各人にとての固有の人生の中止・喪失を意味する。仮に自分だけが帰還しても、このような意味における固有の人生（地域での生活）は再生しない。

そして、避難によって住民が離散したまま、地域の放射能汚染と避難の長期化によって、住民の帰還が容易に実現しないという事態に至れば、元の地域の人々との関わりが一層長期的に回復できないのであり、「ふるさと」の再生・回復は容易に実現しないことになる。地域の放射能汚染と住民の長期的な避難は、その地域における様々な産業の停止・停滞と、経済活動をはじめ様々な社会生活の困難をもたらしている。そのような中では、住民の帰還は一層困難な状況が継続せざるを得ない。

もとより、それぞれの地方自治体等の努力により、避難指示解除後における復興支援として、様々な復興施設の建設、産業の誘致、住宅の提供などの施策が行われている。しかし、こうした努力も、新たな街作りとしての役割や地域経済の復興という意味はあっても、元の住民にとっての生活や生業の修復・回復には結びついていないのが実態である。

大型店舗などの商業施設の設置は、確かに日常的な生活用品や食料の調達という点で不可欠なものであるが、住民によって営まれ、住民によって利用されていた商店街は消滅したままであり、そのような意味での地域生活は回復しない。大規模なスポーツ施設や集会・面談施設などの「ハコもの」の建設は、新旧の住民に新たな娯楽や便宜を提供する意味はあるが、元の住民の地域生活の再生・修復とは異なるものであって、故郷の破壊・喪失を回復させる施設ではない。また、住民らが集会・面談施設に参集して旧交を温めることは、もとより嬉しいことであろう。しかし、それはまさに「失われた元の生活」を懐かしむ機会ではあっても、元の地域生活の回復・修復ではない。

これが実情であり、一旦破壊された地域生活の回復・修復は、容易なことではないのである。

まして、元と同様の住宅が再取得できれば、それで「ふるさとの生活」が修復されるということにはならない。確かに住宅は生活の拠点であり、そこでの生活は故郷での生活の重要な要素の1つである。しかし、住宅そのものは、そのための物的な施設（財物）に過ぎず、原告らが失ったものは、そこで営まれた地域生活の総体である。つまり、住宅は地域生活を回復するための最低限の必要条件の1つに過ぎず、住宅が回復することは、財産的損害の填補に加えて、そのような「最低限の条件整備の1つ」という以上の意味はない。

また、地域における様々なインフラ施設の回復も、地域生活を回復するための最低限の必要条件の1つに過ぎず、その実現によって元の「ふるさとの生活」が修復される訳ではない。

なお、地域のインフラ施設等がいくら復旧しても、その隣接した場所に損傷した原子炉施設が存続し、廃炉の見通しすら立っていないという異常な状況は変わっていない。しかも近時にいたって、格納容器上部のシールドプラグに、3京ベクレルもの放射性物質が付着していることが判明している。こうした高度な危険性を持つ施設が存在する限り、そのもたらすリスクと不安は重大であり、当該地域の真の回復や復興は現実化しないというべきである。

(3) 被告が述べる「ふるさとの修復」とは？

被告は、移住先あるいは帰還先において、事故前と同等の住居を再調達できれば、地域での生活を再生することができ、それが「ふるさとの修復」を意味すると考えているようである。しかし、それはほとんど現実性のない、空想的な想定であろう。破壊され、失われたのは、単なる住居だけではない。失われた「ふるさと」とは、それぞれが暮らしていた地域という固有の具体的な場所（空間）において、長い年月（時間）を経て、それぞれが地域の人々と相互に関わりを持ち、自分の役割を果たしつつ社会関係をとり結び、自然環境の中で生業（生産）と生活を営み、もって人生を全うするという意味での、固有の具体的な営為である。

そのような意味を持つ「ふるさと」（地域）が丸ごと奪われたという事態が、住居の再取得という断片的な損害填補によって、回復するはずがない。被告が挙げる住宅の修復は、地域生活を営むために必要な要素の1つである「居住」の、物的な損害の填補の1つではあっても、そこでの居住を基礎として、具体的な時間と空間において集積され、地域の中でとり結ばれていた社会関係やコミュニティ（人と人とのつながり）が回復することを意味しないからである。

以上のとおり、住居の再取得は「ふるさとの修復」を意味するものではない。

3 被告主張の悪質性

本件における損害が、上記のような意味を持つものであることは、既に原告が繰り返し述べてきたところである。

それにもかかわらず、被告がこの期に及んで、冒頭に指摘した「ふるさと修復論」ともいうべき主張を重ねることは、その不法行為後における加害者の態度として非常に悪質である。

（1）住宅の再取得による「ふるさとの修復」という虚妄

まず、上記のとおり、移住先や帰還先において住宅を再取得すれば故郷の破壊・喪失が修復されるという主張は、原告が繰り返し説得してきた「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害、あるいは「地域生活利益」の喪失

という被害事実を無視ないし矮小化しようとする態度であって、被害者に対する侮辱であり、二重の加害行為というべきである。

(2) インフラの整備による故郷の復旧という主張

次に被告は、上下水道や道路等のインフラが復旧し、あるいは仮設商店街や診療所、スポーツセンターや教育施設などの生活インフラが整備されることによって、故郷喪失損害が回復していると主張している。

しかしこの論旨も、上記に述べたところにより、誤ったものであることが明らかである。けだし、ふるさと（地域）での生活というものが、上記のとおり、それぞれが暮らしていた地域という固有の具体的な場所（空間）において、長い年月（時間）を経て、それぞれが地域の人々と相互に関わりを持ち、自分の役割を果たしつつ、自然環境の中で生業（生産）と生活を営み、もって人生を全うするという意味での、固有の具体的な営為であるとしたら、それはインフラ設備や公共施設の施工によって、容易に回復するようなものではない。

インフラや公共施設は、住民の地域生活を構築するために必要な、最低限の物的な施設（まさにインフラストラクチャー）ではあるが、失われたものは施設だけではなく、その上に構築されていた、人間の営みなのである。その人間の営みこそが「ふるさと」=地域なのであり、ここでの「地域」とは地理的な範囲や物的な設備のことではなく、そこで営まれていた社会生活の全般を指している。そのような「地域」において、全住民が長期的な避難を強いられ、離散したことによって、地域そのものが失われてしまえば、インフラや公共施設が再築されても、地域の回復は容易には望めない。原告らの苦悩はそこにある。

そのようなことは、本件における当然の含意であり、インフラや公共施設が構築されれば故郷が修復するなどという主張は、被害の意図的な矮小化や曲解であるというべきである。

(3) 原告らの努力の悪用

さらに被告は、原告らが被害の緩和のためにささやかな努力を続けている事實を、被害を否定するための材料として悪用しようとしている。しかし、

原告らのこうした當為は、被害の拡大や深刻化を防止するための自助努力であって、被害の「回復」などではない。

原告らの多くは、故郷の喪失を自覚しつつも、その喪失感を少しでも和らげ、元の地域とのかかわりないし地域の人々とのつながりを僅かでも維持することを期待して、様々な工夫や努力を重ねている。それは、移住した原告にも帰還した原告にとっても同様の思いであり、散り散りになった住民らとの交流、元の自宅に点検や清掃のために一時帰宅すること、元の地域の復興イベントに参加することなど、置かれた立場によって様々である。これらは、元の地域における人々とのかかわりを維持するために、かけがえのない努力であろう。しかしその一方で、移住した原告にとっては、既に元の地域での実際の生活は失われているのであり、また帰還した原告にとっても、戻った地域の自然是汚染され、周囲の住民は離散していて、もはや元の地域は失われている。つまり、こうした細々とした努力は、決して根本的な被害回復にはならない。そのことを自覚しながらも、原告らはこうした努力を重ねている。

被告は、こうした原告らの努力、故郷が容易に回復しないが故の、空しさを伴う嘗みを取り上げて、これによって「故郷が回復」したと述べるのである。これもまた、原告にとっては非常に心外であり、侮辱的な主張であることは論を待たないであろう。

4 被告の「ふるさと修復論」は採用される余地がない暴論である

以上のとおり、被告が主張する、居住用不動産の賠償による「ふるさと修復論」、あるいはインフラ設備の回復等による同様の主張は、本件における重要な課題である「故郷喪失損害」に対する誤謬・曲解という点で、看過できない暴論である。

さらには、被害者に対する被害の悪質な否定や矮小化、これによる被害者への二重の加害・侮辱という点でも、到底許されないものと言うべきである。

被告は、この度し難い悪質な主張を、直ちに撤回すべきである。

以上